

議案第七十七号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十二年十二月十八日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十二年拾貳月貳拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第一号中「九千円」を「一万千円」に改め、同条第二項第一号中「一万六千五百円」を「二万五百円」に、「九千円」を「一万千円」に、「七千五百円」を「八千五百円」に、「七千五百円」を七千五百円を「八千五百円」を九千五百円に改める。

第十一条第二項第一号中「二万円」を「二万千円」に、「四千円」を「五千円」に改め、同項第二号中「二千七百円」を「三千八百円」に、「三千六百円」を「五千円」に、「五千五百円」を「六千円」に、「七千五百円」を「八千円」に、「九千六百円」を「一万四百円」に改め、同項第三号中「二万円」を「二万千円」に、「四千円」を「五千円」に改める。

第二十一条第三項中「四十六万千円」を「四十六万八千円」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一

(1) 行政職給料表 (第三系関係)

職 の 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給 号	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	96500	117900	137400	167600	183200	200600	217700	236200
2	99500	123600	144400	175400	191300	209100	226300	245200
3	102700	130100	151400	183100	199500	217600	235000	254300
4	105900	137300	158500	191100	207600	226100	243700	263500
5	109500	143900	165800	199200	215800	234600	252600	272900
6	113600	149200	173000	207200	223800	243100	261500	282300
7	117900	154500	180000	215100	231700	251600	270400	291800
8	122000	159500	186900	222800	239400	260300	279400	301300
9	125600	164100	192700	230200	247100	269000	288500	310700
10	128900	168300	198400	237500	254800	277900	297500	320000
11	131700	172400	204000	244800	262500	286900	306500	329300
12	134600	176500	209300	252200	269900	295800	315300	338600
13	137000	180500	214700	259100	276900	304600	323500	347300
14	139400	183500	219600	265900	283900	312800	330700	355900
15	141700	186400	224300	271900	289700	320400	337400	363000
16	143300	189300	228900	277800	295000	326600	343100	369500
17		192100	233200	282200	299800	332400	348200	373900
18		194700	236700	285900	303700	336500	352700	378000
19		196700	240000	289600	307400	340400	356700	382000
20			242500	292300	310600	344400	360700	386000
21			245100	295000	313600	348200	364600	389800
22			247500	297600	316600	352000	368300	
23			249900	300200	319600	355800		
24			252300	302900	322600	359400		
25			254700	305400	325500			
26			257000	307900	328300			
27			259200	310400				
28			261400	312800				

(ロ) 医療職給料表 (第三条関係)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
1	232700 円	266600 円
2	243900	278000
3	255200	289500
4	266600	301000
5	277900	312400
6	289300	323800
7	300600	335200
8	311900	346700
9	323100	357900
10	334300	369100
11	344000	380300
12	353300	390700
13	362300	400900
14	371100	410900
15	379700	420900
16	388300	430500
17	396900	439800
18	405500	449200
19	412200	458600
20	418500	465600
21	424400	472500
22	428600	477200
23	432600	481700
24	436500	492700
25	440300	501000
26	444000	508700
27		514900
28		520000
29		524800

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の三朝町職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

2 昭和六十二年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、町規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の三朝町職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、町長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合とし権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

5 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれらに基づく町規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

6 切替期間において、改正前の条例第十條の二の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第十條の二の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同條の規定による住居手当の額が改正前の条例第十條の二の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第十條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第十條の二の

規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第十条の二の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第十条の二の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和六十三年三月三十一日（同日前に町規則で定める事由が生じた職員にあつては、町規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（町規則への委任）

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。